

## スリナムの入国規制措置（12月20日更新）

12月20日、スリナム政府は、同国の入国規制措置を以下のとおり更新しました。なお、今次更新により、新型コロナ感染状況に応じたカテゴリー分けが導入され、同カテゴリーに応じた入国時及び滞在時の必要要件を満たす必要があります。

### 1 新型コロナウイルスワクチン完全接種者

#### （1）高リスク国からの渡航者

※別添の茶色指定国

渡航前の入国許可の取得は不要。入国時には、WHOが承認したワクチン完全接種証明書、出発48時間前以内に認可医療検査機関が発行したPCR検査陰性書の保持が必要。到着後7日間は、自主・自宅隔離を推奨する。渡航者は、到着3日後に、以下のいずれかの施設で、新型コロナウイルス抗原検査を受ける必要がある。

ア スリナム公衆衛生局

イ MeDiLab

ウ Mylab

エ 大学病院

オ Health Control

スリナム出発の際には、新型コロナウイルス抗原検査結果（到着3日後に受けたもの）を入国管理局に提示する必要があり、同検査結果を提示することが出来ない場合には、100ユーロあるいは110米ドル、または同等のスリナムドルが罰金として課され、出国許可前に支払う必要がある。

#### （2）中リスク、低リスク国からの渡航者

※別添の赤色及び黄色指定国

渡航前の入国許可の取得は不要。入国時には、WHOが承認したワクチン完全接種証明書、出発72時間前以内に認可医療検査機関が発行したPCR検査陰性書、または、出発前24時間以内に受けた抗原検査陰性書が必要。到着後7日間は、自主・自宅隔離を推奨する。

### 2 新型コロナウイルスワクチン未接種あるいは未完全接種のスリナム居住者 （高リスク国からの渡航者）

※別添の茶色指定国

渡航には外務省の入国許可が必要 ([conza@gov.sr](mailto:conza@gov.sr)宛に要連絡)。また、出発前48時間以内に受けたPCR検査陰性書及び永住許可証明書の提示が必要となり、到着後は7日間、ホテルで検疫措置が課される。到着3日後には、新型コロナウイルス抗原検査を受ける必要がある。

### 3 出国

12月17日から次の通知があるまでの間、出国に関しては、出生国もしくは居住地、または国籍を有する国への渡航が可能となる。

### 4 ワクチン関連等情報

(1) 新型コロナウイルスワクチンの最終接種から2週間経過後にワクチン完全接種者と見なされる。また、14日から3ヶ月前に新型コロナウイルスに感染歴がある者で、関連検査結果（PCR検査及びCT値）を示す医師の診断書を所持する者もワクチン完全接種者に含まれる。

(2) アストラゼネカ、ジョンソン&ジョンソン、モデルナ、ファイザー、シノファーム、シノバックを有効なワクチンとし、また、ソベラナ1及び2、アブダラ、スプートニクVについても、出発48時間前以内に認可医療検査機関が発行したPCR検査陰性書の提示及び到着3日後に、新型コロナウイルス抗原検査を受けることを条件に有効とする。

(3) 18歳未満の子どもは、ワクチン接種要件が免除される。

(4) 12歳未満の子どもは、PCR検査陰性書あるいは同抗原検査要件が免除される。

### 5 フライトを許可する国及び条件

#### (1) 人及び貨物の出入国

オランダ、オランダ領アンティル諸島、ガイアナ、仏領ギアナ、ブラジル、パナマ、トリニダード・トバゴ、米国

#### (2) 貨物及び人の出国

キューバ、ドミニカ共和国

#### (3) 人の出入国不可

ハイチ

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：

スリナム政府ホームページ

<https://covid-19.sr/actueel/>

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

**【問い合わせ先】**在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：[https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

E-mail：[ryouji@po.mofa.go.jp](mailto:ryouji@po.mofa.go.jp)

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。

# 27/dec./21

	Country,	New cases	Incidence per 10.000 afgelopen 7 dagen	Rt	Trend	Population
1	Aruba	121	11,32	3,90	stijgend	106.864
2	UK*	75.893	11,17	0,98	dalend	67.962.867
3	Curaçao	183	11,14	7,04	stijgend	164.238
4	France	70.032	10,72	1,34	stijgend	65.315.063
5	Netherlands*	12.143	7,08	0,83	dalend	17.143.094
6	Cayman Islands	41	6,22	1,24	stijgend	65.886
7	USA	184.095	5,55	1,54	stijgend	331.420.450
8	Trinidad and Tobago	629	4,49	0,93	dalend	1.400.469
9	Belgium	4.980	4,29	0,57	dalend	11.600.514
10	Caribbean Netherlands	10	3,81	1,11	stijgend	26.275
11	Sint Maarten	16	3,72	2,00	stijgend	42.980
12	Canada	13.557	3,59	2,04	stijgend	37.814.761
13	French Guiana	71	2,36	1,58	stijgend	300.276
14	Barbados	65	2,26	1,27	stijgend	287.451
15	Bahamas	78	1,98	5,57	stijgend	394.047
16	Panama	626	1,44	1,68	stijgend	4.336.139
17	Saint Lucia	22	1,20	3,14	stijgend	183.808
18	Saint Kitts and Nevis	6	1,13	6,00	stijgend	53.280
19	Belize	36	0,90	1,16	stijgend	399.141
20	Colombia	2.481	0,49	1,26	stijgend	51.054.737
21	Guyana*	34	0,43	0,76	dalend	787.371
22	Suriname	25	0,43	0,78	dalend	587.756
23	Dominican-republic	358	0,33	1,72	stijgend	10.882.408
24	Jamaica	94	0,32	2,29	stijgend	2.963.958
25	Brazil*	3.667	0,17	1,07	stijgend	212.883.816
26	Venezuela	253	0,09	0,61	dalend	28.409.965
27	Cuba	90	0,08	1,34	stijgend	11.325.108
28	India	6.642	0,05	0,95	dalend	1.382.900.689
29	Japan	249	0,02	1,61	stijgend	126.303.155
30	Haiti	4	0,00	0,16	dalend	11.432.052
31	China	113	0,00	1,31	stijgend	1.441.479.459
32	Saint Martin	-	0,00	-	dalend	38.805

<1
1-2.99
3-6